

質 問 回 答 書

業務名	奄美市住用地区新設認定こども園整備事業に係る公募型プロポーザル 奄美市笠利地区新設認定こども園整備事業に係る公募型プロポーザル	
【共 通】質問事項	回 答	
Q1 参加資格要件に認定こども園の建築実績についての記載がないが、こども園建築の実績がなくても応募できるか。 (令和5年12月19日受付)	その通りです。 (募集要項 第3応募者等の備えるべき要件等)	
Q2 市外事業者の入札参加資格申請は、随時受け付けているか。また承認までにどの程度時間を要するか。(令和5年12月20日受付)	新規の入札参加資格申請については、随時受け付けており、書類に不備などがなければ遅滞なく承認します。 (募集要項 第3応募者等の備えるべき要件等)	
Q3 入札参加資格に設計格付Aとあるが、市外事業者のランクはどのように決まるか。 (令和5年12月20日受付)	奄美市内の工事・設計のみ格付けを行っているため、奄美市外事業者には格付けは行っていない。認定こども園のJVについては、奄美市内の設計事務所は格付け A ランクと指定されているが、奄美市外事業者について指定はなく入札参加資格を保有していることが条件となります。 (募集要項 第3応募者等の備えるべき要件等)	
Q4 入札参加資格について、事務所を奄美市内に設置しているが公共事業の入札参加は有していない。この場合、入札参加資格の設計 A や建築 A に入っていないため、市外からの応募として申請をすることが出来るか。(令和5年12月21日受付)	奄美市内にのみ営業所がある場合は「不可」となります。 (募集要項 第3応募者等の備えるべき要件等)	
Q5 ZEB は任意という認識で相違ないでしょうか。 (令和6年1月10日受付)	ZEB 対応に関する提案は任意ですが、奄美市は「奄美市地球温暖化防止活動実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減のため省エネ・省資源化の取り組みを継続して進めていることを鑑み、ご提案ください。 (募集要項 第2事業の目的及び内容)	
Q6 確認申請手数料の支払いは含まれますか。また、申請提出先は、大島支庁限定となるのでしょうか。民間審査機関は可能性ありえますでしょうか。 (令和6年1月10日受付)	確認申請手数料は提案価格に含まれます。様式3-13 提案価格に係る評価の内訳項目設計費に含んでください。 申請提出先については指定しません。 (募集要項 第2事業の目的及び内容) (様式集及び記載要領 様式3-13)	

<p>Q7 「構成企業のイメージ」に記載の施工業者は候補 1-5 共通事項と考えていいでしょうか。</p> <p>(令和6年1月10日受付)</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>(募集要項 第3応募者等の備えるべき要件等)</p>
<p>Q8 別添資料4基本協定書(案)は1次審査提出書類の共同事業協定書(任意様式)として使用可能という認識で相違ないでしょうか。</p> <p>(令和6年1月10日受付)</p>	<p>別添資料4基本協定書(案)は奄美市が優先交渉権者と基本協定を締結するための様式であり、参加表明書提出時の共同事業体協定書とは異なります。</p> <p>応募者の任意様式で作成し提出してください。参考となる様式について準備出来次第公開します。</p> <p>(募集要項 第3応募者等の備えるべき要件等)</p>
<p>Q9 取扱業者は、他の応募者と重複することは可能でしょうか。</p> <p>(令和6年1月10日受付)</p>	<p>再委託事業者が他応募者と重複することは認めます。</p> <p>(募集要項 第3応募者等の備えるべき要件等)</p>
<p>Q10 備品選定企業について、設計企業もしくは施工企業のどちらかが兼任することとあるが、第3、1、(1)、②及び③において設計企業、施工企業、備品選定企業により構成される共同事業体を組成するものとする解釈できますが、備品選定業務を兼任する場合、共同事業体をどのように組成するのか教えてください。</p> <p>(令和6年1月10日受付)</p>	<p>備品選定業務を設計企業もしくは施工企業が兼任することから、つまりは、共同事業体は設計企業及び施工企業の2者により組成することになります。</p> <p>(募集要項 第3応募者等の備えるべき要件等)</p>
<p>Q11 総延床面積500~650㎡について、玄関ポーチや庇は含まないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>(令和6年1月10日受付)</p>	<p>総延床面積は玄関ポーチや庇は含まない面積とお考え下さい。総延床面積は建築基準法上の面積の庇等の面積算入は考慮していないものです。</p> <p>(募集要項 第7提案に関する条件(事業実施に関する事項))</p>
<p>Q12 総延床面積650㎡を超えることは可能でしょうか?可能な場合限度はありますでしょうか。</p> <p>(令和6年1月10日受付)</p>	<p>総延床面積650㎡を超えることは認められません。笠利地区も同様に、総延床面積1,200㎡を超えることは認めません。</p> <p>(募集要項 第7提案に関する条件(事業実施に関する事項))</p>
<p>Q13 浄化槽の設置位置に対して指定はありますか。</p> <p>(令和6年1月10日受付)</p>	<p>奄美市としての指定はありません。</p> <p>(要求水準書 第1-5-(2)-④下水道)</p>

<p>Q14 アルミニウム製建具の性能値などは耐風圧 S-6 以上という基準がありますが、木製サッシを採用することは不可ということでしょうか。</p> <p>(令和 6 年 1 月 10 日受付)</p>	<p>木製サッシの採用は不可です。</p> <p>(要求水準書 第 2 各業務の要求水準)</p>
<p>Q15 防犯設備とは、セコムなど民間をいれることも視野に入れたものでしょうか？程度をご教授ください。</p> <p>(令和 6 年 1 月 10 日受付)</p>	<p>防犯カメラや人感センサー等の設備を想定しており、民間警備サービスの利用は想定していません。</p> <p>(要求水準書 第 2 各業務の要求水準)</p>
<p>Q16 「協議」と記載のある箇所に関しては、今回の質疑×切後、随時行えるものと考えていいでしょうか。</p> <p>(令和 6 年 1 月 10 日受付)</p>	<p>優先交渉権者決定後以降の協議を意味しており、応募段階における協議ではありません。</p> <p>(要求水準書 全般)</p>
<p>Q17 機能関連図について、玄関ホールや調理室から保育室へは遊戯室を経由してアクセスするのでしょうか。</p> <p>(令和 6 年 1 月 10 日受付)</p>	<p>機能関連図の実線は諸室等の連携を示すものです。玄関ホールから保育室へは必ずしも遊戯室を経由する必要はありません。</p> <p>(要求水準書 添付資料 3)</p>
<p>Q18 厨房設備の内容を具体的に参照できる施設や内容などあればご教授ください。また、厨房設備機器のリースはあり得るのでしょうか。</p> <p>(令和 6 年 1 月 10 日受付)</p>	<p>定員に応じた厨房機器リストを追加資料として公表します。同等程度の厨房機器を設けることを想定してください。また、厨房機器は購入としてください。</p> <p>(要求水準書 添付資料 4)</p>
<p>Q19 洗濯室の洗濯機台数はどれくらいを想定していますでしょうか？乾燥機なども必要でしょうか？将来的な備えとしてのガス管配置はその為でしょうか。</p> <p>(令和 6 年 1 月 10 日受付)</p>	<p>各室 1 台ずつを想定しています。</p> <p>住用地区は 0 歳児室付近、調理室付近に各 1 台。笠利地区は 0 歳児室付近、5 歳児室付近、調理室付近に各 1 台。</p> <p>ガス管の配置については、ご認識のとおり、将来的に乾燥機等が必要となった場合に備えるためであり、今回の整備時点では乾燥機の設置を必須とするものではありません。</p> <p>(要求水準書 添付資料 4)</p>
<p>Q20 参加グループの構成表に記載の代表企業は、設計企業とすることも可能でしょうか。</p> <p>(令和 6 年 1 月 10 日受付)</p>	<p>設計企業が代表企業を担うことは可能です。</p> <p>募集要項の③施工企業イ「設計企業と施工企業の出資比率は、それぞれ業務に係る金額の比率を基準とする。」の文言について削除し、様式「参加グループ（共同事業体）構成表」の役割欄を一部修正します。</p> <p>(募集要項 第 3 応募者等の備えるべき要件等)</p> <p>(別添資料 3 様式集様式 2-3)</p>

<p>Q21 提案書における設計図書の縮尺は指定がないが、任意で良いですか？ (令和6年1月10日受付)</p>	<p>任意で構いません。 (別添資料3 様式集様式4-12)</p>
<p>Q22 「地質調査等」とは、地盤調査(ボーリング)を指していると考えていいでしょうか。 (令和6年1月10日受付)</p>	<p>ご認識の通りです。 (別添資料7 リスク分担表 ※5)</p>
<p>Q23 「施工及び備品選定企業」は全てを一括で行う下請け業者ではなく、奄美市のA級業者にて「内容」に記載の業務を別々の下請け業者にて行った場合に加点されるとの認識で相違ないでしょうか。 (令和6年1月10日受付)</p>	<p>ご認識の通りです。 (事業者選定基準 第7審査基準)</p>
<p>Q24 15年以内の保育施設の施行実績に関する加点について、該当する市内公共施設は少ないため加点されるケースが少ないのではないかと。 (令和5年12月25日受付)</p>	<p>公募における業務実績のうち、設計企業については本市の公共事業以外も想定しており、奄美市内外の公共事業及び民間工事も対象となります。施工企業についてはQ25を参照ください。 (事業者選定基準 第7審査基準)</p>
<p>Q25 業務実績に対する得点化方法について、平成20年4月以降奄美市および大島郡において就学前教育・保育施設の新築工事の設計業務及び施工業務は何件ありますか。また奄美市発注の施工業務がある場合、指名されなかった建築の格付A級は何社あるのでしょうか。 発注件数が少なく、指名もされなかった業者が存在する場合、公平さが保たれているとはいえ、点数加算要件について見直す必要があるのではないのでしょうか。 (令和6年1月10日受付)</p>	<p>事業者選定基準の業務実績に対する得点化方法において施工企業の実績については、平成20年度以降の奄美市発注の就学前教育・保育施設の新築工事の発注件数が限られ、受注者も限定されることや周辺自治体の同様の施工実績も少ないことから、奄美市発注分を含め公共工事の施工実績については対象外とします。 (事業者選定基準 第7審査基準)</p>
<p>Q26 敷地図のCADデータを、いただけないでしょうか。 (令和6年1月10日受付)</p>	<p>図面データについて追加資料として準備出来次第公表します。</p>
<p>Q27 敷地図面(縮尺あり)のデータを頂けるようお願いします。dxfデータが望ましいです。 (令和6年1月10日受付)</p>	<p>図面データについて追加資料として準備出来次第公表します。</p>

【住 用】質問事項	回 答
Q28 近隣家屋調査の範囲をご教授ください。	適切な範囲を提案していただき、市が判断します。 (募集要項 第2事業の目的及び内容)
【笠 利】質問事項	回 答
Q29 添付資料2の敷地と添付資料5の敷地の範囲図に相違がありますが、添付資料2の範囲を正という認識で間違えないでしょうか。	添付資料2を正としてください。 (要求水準書 添付資料2)
Q30 以前の土地の用途で、現在と異なる用途がありますか	現在の運動公園として活用される以前は原野です。運動公園となってからは、①屋内ゲートボール場と②クラブハウスがありましたが、2棟とも平成28年度に解体済みです。 建築年：①②共に平成6年3月竣工 構 造：①②共に鉄骨造平屋建 床面積：①1100.21㎡②79.86㎡ 基 礎：①②共に独立基礎（基礎も解体撤去済み） (別添資料7 リスク分担表 ※5)